

団交交渉不開催までの経緯①

会社から12月4日(16:00)の団体交渉の申入れがありました。

- ・ 社長は欠席
- ・ 人事本部長はオンライン参加
- ・ JCAから要請した勤務調整については当日まで対応や回答なし

など、事前調整の不足やソフトストライキ中にも関わらず十分な誠実さをもって協議する意向を示さなかったため、JCAは団体交渉の開催することができませんでした。

これまでの経緯について詳しくご報告申し上げます。
今後、より建設的かつ公正な協議が行われることを願っております。

12月1日(金) 6:58 (会社人事本部→JCA)

- ・ 会社からJCAに対しに団体交渉 (12月4日16:00~18:00) の申入れあり
- ・ 会社は執行部2名(小阪・木本)の出席を要請
- ・ 団体交渉に伴う勤務調整は行う (乗務手当補償は行わない)

12月2日(土) 12:15 (JCA→社長)

- ・ JCAから木本、小阪を含む(木本、小阪、片桐、井小萩、平木、大村)6名の出席を通知
- ・ 参加者のうち4名の勤務調整ならびにPP (乗務手当) 補償を要請
- ・ 片岡社長の出席を要請 (労働協約の締結/調印)
- ・ 社内会議室での開催を要請

12月3日(日) 5:20 (会社人事本部→JCA)

- ・ 開催場所は東武ホテル (16:00~18:00) との連絡あり
- ・ JCA参加予定者の勤務調整の可否については追って連絡とのこと
- ・ 片岡社長については事前に労働協約の合意ができた場合のみ参加を検討
- ・ 森川人事本部長は家族の事情でオンライン参加
- ・ PP (乗務手当) 保障は不当労働行為に該当することから行わない

団交交渉不開催までの経緯②

12月3日(日) 9:07 (JCA→社長)

- ・社内会議室を利用できない理由を求める
- ・すでに会社に提出している労働協約（JCA案）を骨子に締結を要請
- ・片岡社長の出席を要請
- ・会社から日時指定されている為、フライトを勤務変更する必要のある執行委員については、PP(乗務手当)を補償してもらわなければ、給与の減額を伴う為、団交を受けたくても受けられない旨再度通知

12月4日(月) 8:26 (会社・客室サービス本部→木本)

- ・16時からの団体交渉に参加すると聞いている
- ・本日の勤務（16:50サインオンCTS2レグ）を調整する
- ・勤務コードは運航本部と調整中
- ・**ただし基本給控除（無給）が発生する**
- ・勤務調整を行うかどうか確認したい

12月4日(月) 9:42 (木本→会社・客室サービス本部)

- ・基本給控除が発生するのであれば団体交渉のための勤務調整は受けられない、と回答。

12月4日(月) 10:07 (会社・客室サービス本部→木本)

- ・会社の「団体交渉申入書」を確認した
- ・「基本給の日割り計算による控除を行わない」との記載を確認
- ・**基本給控除の発生のない勤務調整を行うと訂正あり**
- ・ただし乗員手当の補償はしない

団交交渉不開催までの経緯③

12月4日(月) 11:28 (JCA→会社人事本部・社長)

メール本文:

関係各位

貴社は弊組合と交渉するにあたり、最善の努力をされていると主張されております。弊組合も貴社との話し合いに応じたいと考えておりますが、PP及び乗務手当補償がされないまま、貴社から申入れされた団体交渉等を受け続けることは執行委員も生活がかかっており大変難しいことは容易にご想像いただけたと思います。また弊組合は貴社がPP及び乗務手当補償をすることは不当労働行為には当たらないと考えておりますが、貴社が不当労働行為に当たると主張されるのであればその法的根拠を一度お知らせください。どうぞよろしくお願いいたします。

ジェットスタークルーアソシエーション
執行委員長 木本薫子

団交交渉不開催までの経緯④

12月4日13:44 (会社人事本部→JCA)

メール本文：

ジェットスタークルーアソシエーション
執行委員長 木本薫子 様

会社は貴組合との団体交渉を実現するために、労働組合法第7条第三号但し書きに基づき勤務調整に応じ、かつ基本給の控除を行わないこととしています。なお、PP及び乗務手当については「ノーワーク・ノーペイ」の原則に基づき、これを補償する理由はありません。宜しくお願い致します。

ジェットスター・ジャパン株式会社
人事本部 佐野

JCA注)12/3(日)の時点で会社は、PP(乗務手当)補償が出来ない理由を「不当労働行為」に該当するからとしていたが、今回は「ノーワーク・ノーペイ」の原則に基づきに変更。



**JETSTAR CREW
ASSOCIATION**

団交交渉不開催までの経緯⑤

12月4日(月) 15:34 (JCA→社長)

ジェットスター・ジャパン株式会社
代表取締役社長 片岡優 殿

PP(乗務手当)補償については「ノーワーク・ノーペイ」の原則に基づき、これを補償しないという旨、受け取りました。

貴社からはこの度の団体交渉に関し、12/1の団体交渉申入書にて出席するJCA執行委員の勤務調整を行うとのことでしたが、本日15時を過ぎた段階で勤務調整が果たされませんでしたので、本日12月4日16時から予定されていた貴社申入れの団体交渉は大変遺憾ながらお受けすることができません。

ジェットスタークルーアソシエーション
執行委員長 木本薫子

12月4日 16:25 (会社人事本部→JCA)

メール本文：

ジェットスタークルーアソシエーション
執行委員長 木本薫子 様

貴組合から申し出のありました団交参加予定者の内、勤務変更が必要な者については全員の勤務調整が可能である旨確認済みですが、一部の方々からの確認が取れていない状況であり、「会社が勤務調整を行わなかった」とのご指摘は正確ではありません。具体的には、以下の皆さんについて確認を待っていたところです。

団交交渉不開催までの経緯⑥

メール本文:続き

木本さん：「給与控除が発生する前提の勤務調整であればお受けできません。」とのご回答に対して、客室サービス本部より「基本給の控除は行わない」旨返答し、勤務調整に応じるかどうかのご回答をお待ちしていましたが、午後3時までにご回答をいただけておりません。

•平木さん： 「PP補償が行われないのであれば、勤務調整を受け入れられません。」とのご回答を頂いております。最終的に勤務調整を受けるかどうかは、貴組合とご本人のご判断かと思いますが、こちらも午後3時までにご回答をいただけておりません。

•大村さん： 同上

会社としては改めて団体交渉の開催を申し入れる所存ですが、取り急ぎ上記の通りご連絡させていただきます。宜しくご確認ください。

12月4日 (21:02)

JJP人事本部長から「通知書」が送付

通知書には「争議参加者」や「組合内アンケート」など組合運営上の事項に対する支配介入(不当労働行為)にあたる内容が含まれる。(別途添付資料を参照)